

参 考 资 料

I 雇用・所得・消費の拡大

- ・ 所得拡大促進税制の拡充(案) 2
- ・ 復興特別法人税の1年前倒し廃止(案) 3
- ・ 交際費課税の見直し(案) 4
- ・ NISAにおける金融商品取引業者等の変更又は非課税口座の再開設(案) 5
- ・ 消費税に係る外国人旅行者向け免税制度の見直し(案) 6
- ・ 輸出物品販売場(免税店)における手続の簡素化について(案) 7

II 民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進

- ・ 生産性向上設備投資促進税制の創設(案) 9
- ・ 研究開発税制の拡充(案) 10
- ・ 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設(案) 11
- ・ ベンチャー投資促進税制の創設(案) 13
- ・ 事業再編促進税制の創設(案) 14

III 地域経済の活性化、中小企業や被災地への支援

- ・ 中小企業の投資活性化策(案) 16
- ・ 復興産業集積区域において機械等を取得等した場合の特別償却又は税額控除(案) 17
- ・ 猶予制度の見直し(案) 18
- ・ 税理士制度の見直し(案) 19

IV 税制抜本改革の着実な実施

- ・ 自動車重量税の見直し(案) 21
- ・ 自動車取得税の消費税8%段階での見直し(案) 22
- ・ 自動車税におけるグリーン化特例の見直し(案) 23
- ・ 軽自動車税の見直し(案) 24
- ・ 平成26年度税制改正大綱(抄)【自動車税における環境性能課税の実施(H27.10~)】 25
- ・ 地方法人課税の偏在是正(案) 26
- ・ 給与所得控除に係る議論の経緯 27
- ・ 高所得層の給与所得控除の見直し(案) 28
- ・ 見直し案による税負担変化(所得税+住民税) 29

V その他

- ・ 国家戦略特区の税制について(案) 31
- ・ 国家戦略特区における措置(案) 32
- ・ 国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）(案) 33

VI 平成 25 年度税制改正での決定事項等

- ・ 雇用促進税制の拡充 35
- ・ 所得拡大促進税制の創設 36
- ・ 住宅取得に係る主な措置 37
- ・ N I S A（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置） 38
- ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設 39
- ・ 生産等設備投資促進税制の創設 40
- ・ 研究開発税制の拡充 41
- ・ 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設 42
- ・ 中小法人の交際費課税の特例の拡充 43
- ・ 転嫁対策等の取組みについて 44
- ・ 福島復興再生特別措置法の改正に伴う措置 45
- ・ 延滞税等の見直し 46
- ・ 所得税の最高税率の見直し 47
- ・ 相続税の見直し 48
- ・ 贈与税の見直し 49
- ・ 「好循環実現のための経済対策」の概要 50
- ・ 平成 25 年度補正予算について 51
- ・ 一般の住宅取得に係る給付措置 52
- ・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金） 53
- ・ 消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応についての概要 54
- ・ 社会保障・税一体改革による社会保障の充実 55
- ・ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 56

I 雇用・所得・消費の拡大

所得拡大促進税制の拡充(案)

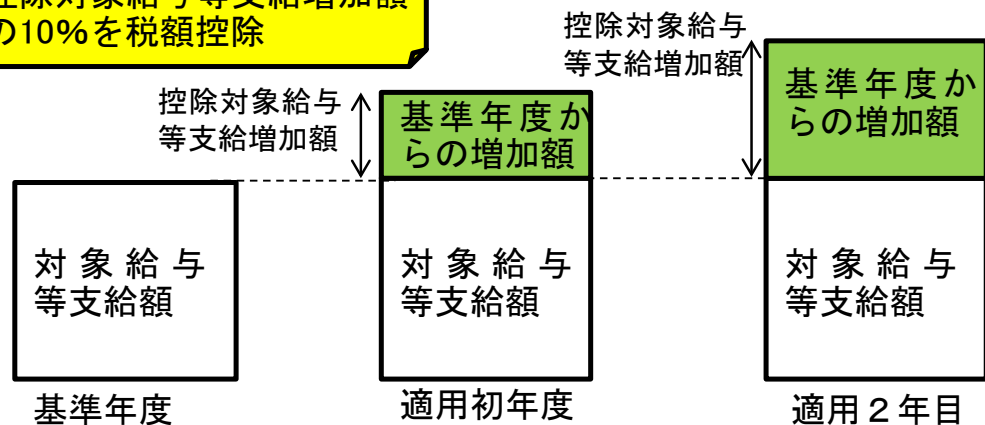
(法人税・所得税関係)

- 個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行う。
具体的には、次の見直しを行った上、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長する。
 - (1) 雇用者給与等支給増加割合の要件（現行：5%以上）について次のとおりとする。
 - ① 平成27年4月1日前に開始する事業年度 2%以上（平成26年4月1日前に終了する事業年度にも適用）
 - ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 3%以上
 - ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度 5%以上
 - (2) 平均給与等支給額の要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、継続雇用者に対する給与等(※)に見直した上で、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行：以上であること）とする。
※適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいう。

【現行制度の概要】

基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額(※)の10%（中小企業等は20%）を限度）できる

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除



※個人については、その年分の事業所得に係る所得税額

【改正案】

平成25、26年度：2%以上
平成27年度：3%以上
平成28、29年度：5%以上

【要件】

- (1) 基準年度と比較して5%以上給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

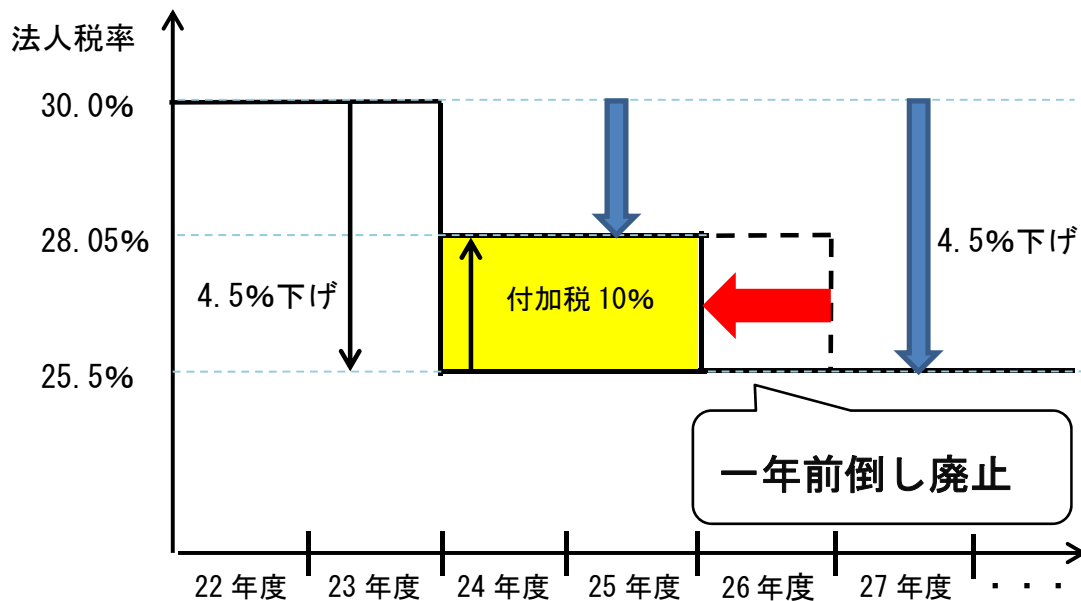
【改正案】継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

復興特別法人税の1年前倒し廃止(案)

○ 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しして終了する。

【現行制度の概要】

法人税の納税義務者は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額（所得控除等の適用前の法人税額）に対して10%の付加税（復興特別法人税）を納付する義務がある。



(参考)平成26年度以降の法人実効税率(東京都、資本金1億円超の法人のケース)は、35.64%

「好循環実現のための経済対策」について
(平成25年12月5日閣議決定)(抄)

○経済の好循環の実現

経済の好循環を早期に実現する観点から、経済政策パッケージに盛り込まれた所得拡大促進税制の拡充や政労使会議での取組みとともに、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しで廃止する。確実な成果を得るため、引き続き、経済界への徹底した要請などの取組を行うとともに、地方の中小企業等への効果を含め、賃上げの状況についてフォローアップを行い、公表する。

交際費課税の見直し(案)

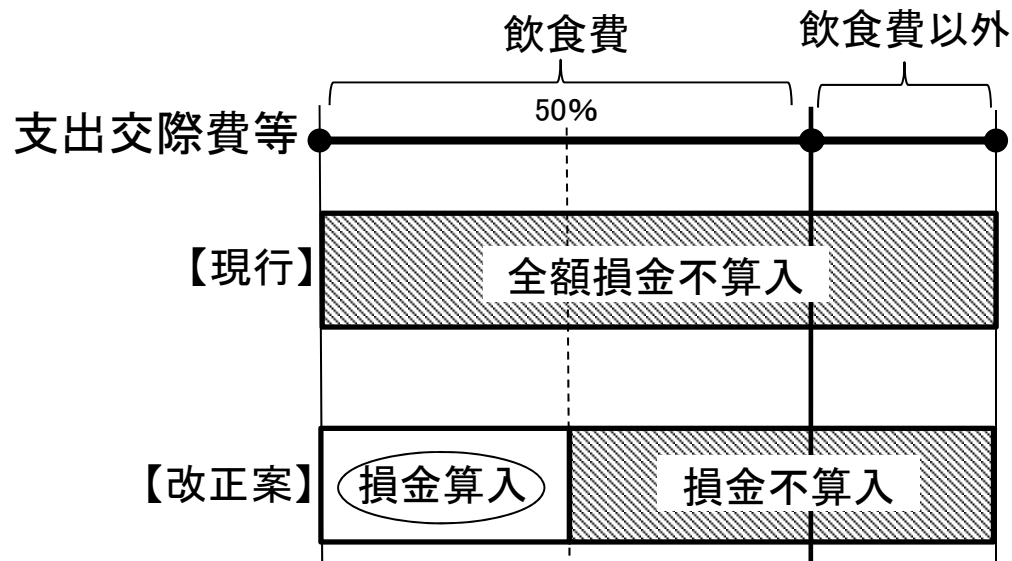
○ 交際費課税制度について、その適用期限を2年間延長するとともに、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、飲食のための支出(社内接待費を除く。)の50%を損金算入できることとする。

※ 中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制

【現行制度の概要】

法人が支出する交際費等(一人当たり5,000円以下の飲食費等を除く。)は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については、800万円に達するまでの全額損金算入可。

改正案のイメージ



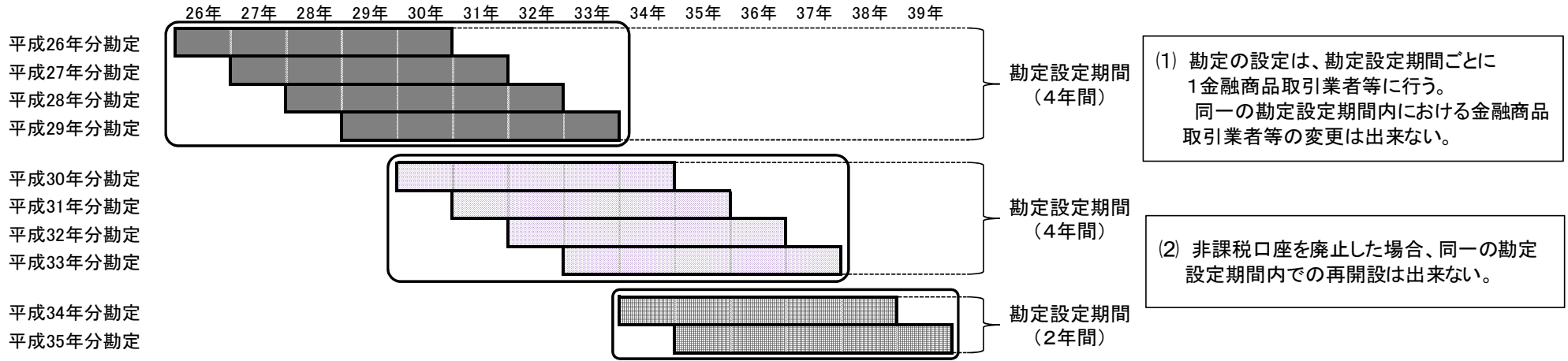
平成25年改正法附則第108条3号抜粋

○ 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

※ 中小法人については、飲食費の50%と定額控除額800万円のどちらか有利な方を選択

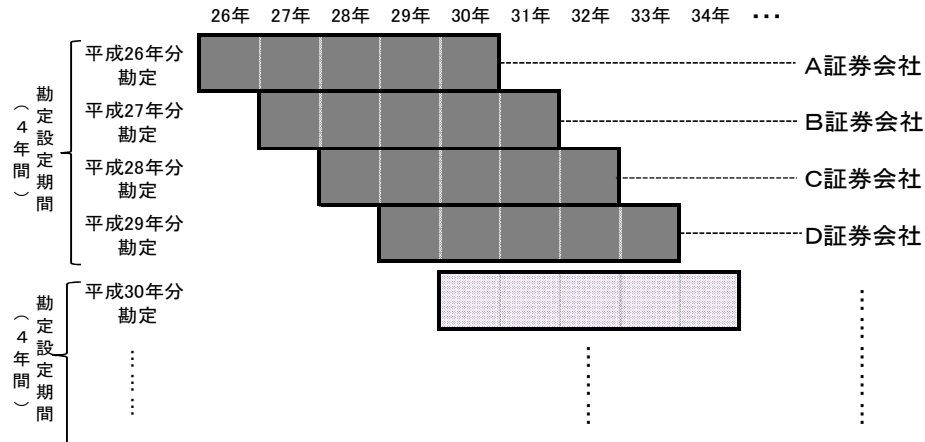
NISAにおける金融商品取引業者等の変更又は非課税口座の再開設(案)

〈現行制度の概要〉



【改正案】

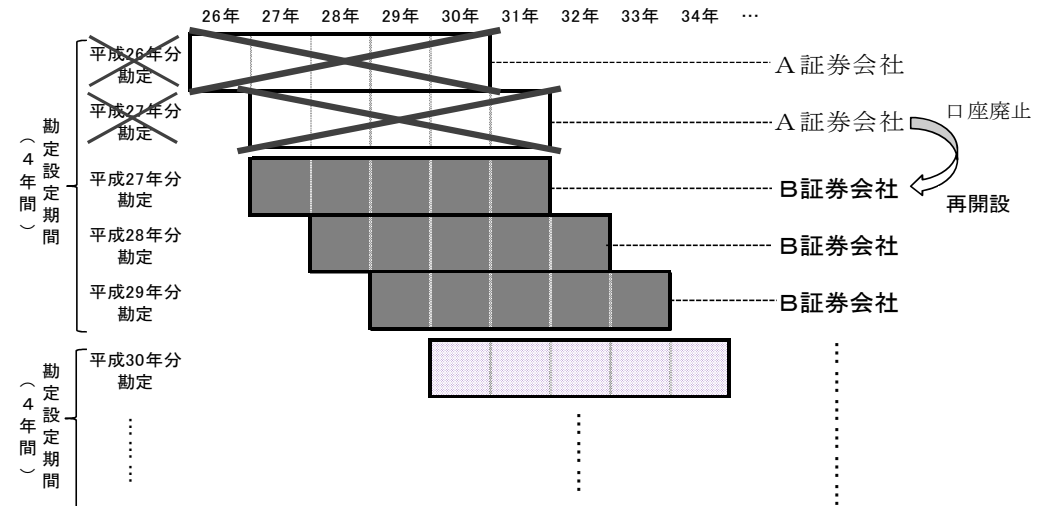
(1) 同一の勘定設定期間内における金融商品取引業者等の変更を可能とする



(※) 同一年分の非課税管理勘定は1金融商品取引業者等でのみ設定可能。

【改正案】

(2) 非課税口座を廃止した場合、同一の勘定設定期間内における再開設を可能とする



(※) 廃止した年分の勘定に既に上場株式等を受け入れている場合は、勘定の再設定は翌年の勘定からとなる。

消費税に係る外国人旅行者向け免税制度の見直し(案)

改正案

観光立国の推進や地域活性化の観点から、一定の不正防止措置を講じること前提に、現行制度における免税対象品目を、飲食料品や化粧品等の消耗品へ拡大することとし、併せて手続の簡素化を行う。

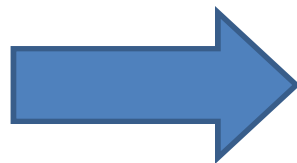
※ 平成26年10月1日から適用。

現行の対象物品

- ・家電
- ・バッグ
- ・衣料品 等



全ての物品に
拡大



改正後の対象物品



- ・食料品・飲料品
 - ・医薬品・化粧品 等
- の消耗品



手続の簡素化・不正防止措置等

- ①様式の弾力化及び手続の簡素化。
- ②免税店をさらに増加させる観点から、観光庁が中心となってPR等の施策を実施。
- ③適正な執行を担保する仕組みを導入。

(新たに拡大する品目について、一定の包装(シール封印等)、金額上限(1日1人1店舗あたり50万円以内)等を設ける。)



輸出物品販売場(免税店)における手続の簡素化について(案)

現 行

【購入記録票の様式】

所轄税務署 Tax office concerned		納税地 Place for Tax Payment	販売場所所在地 Selling Place	販売者氏名 Seller's Name	
新潟 税務署		000-XXXX	000-XXXX	〇〇電気	
上陸地 Port of Entry	旅券等の種類 PASSPORT ETC.	番 号 NUMBER	国 籍 NATIONALITY	購入年月日 Date of Purchase	
成田	PASSPORT	A1234567	〇〇国	2015年 4月 1日	
上陸年月日 Date of Landing	その他 OTHER	滞在状況 Status of Residence	購入者氏名(漢字体)及び生年月日 Name in Full (in Block Letters) and Date of Birth of Purchaser		
2015年 3月 26日		(18) 短期滞在	〇〇 〇〇 1980年 4月 1日		
メーカー名 Make By	品名 Name of Commodity	モデル番号 Model Number	数量 Quantity	単価 Unit Price	販売価格 Price
〇〇電気	電子レンジ	DR-15	1	49,800	49,800
△△産業	ドライヤー	DRIY(99)	1	9,800	9,800
□□電工	電気シェーバー	DS01	1	5,800	5,800
				合 計 Total Amount	65,400

見直し(案)

- ① 購入記録表等の様式の弾力化。
(記載事項のみを法定し、特定の様式を定めない。)
- ② 購入した商品の明細記入欄の記載は、必要事項が記載されたレシート
の貼付で代えることができることとする。

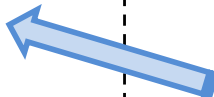
レシートのイメージ

〇 〇 電 気

平成27年4月1日(水) 17:18

電子レンジ(免税)	1 × 49,800単 49,800
ドライヤー(免税)	1 × 9,800単 9,800
電気シェーバー(免税)	1 × 5,800単 5,800
合 計	65,400
現金お預かり	70,000
お釣り	4,600

レジ: i.kido



右見直し(案)は、既存免税店からの要望を踏まえたものである。

- 見直し(案)①は、事務のIT化を進めるため購入記録票等の様式を弾力化して欲しいとの声を踏まえたもの。
- 見直し(案)②は、購入品目や金額等の記載をレシートの貼付で代用できれば、事務の大幅な簡素化につながるとの声を踏まえたもの。

※ 平成26年10月1日から適用。

Ⅱ 民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進

生産性向上設備投資促進税制の創設(案)

(法人税・所得税関係)

○ 設備の更新等を促進し、生産性の向上を図るため、生産性の向上につながる設備投資を促進する税制措置を創設する。具体的には、産業競争力強化法等の中で規定される予定の以下の設備等の取得等をした場合には、特別償却(即時償却)又は税額控除ができることとする。

(1) 先端設備

機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物及び建物附属設備で、一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たすもの(中小企業者等については一定のソフトウェア及びサーバーを含む。)

※ 上記の要件を満たす設備については、工業会等が証明書を発行。

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの。

先端設備

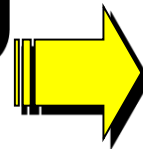


最新モデルかつ生産性向上要件
(旧モデル比で年平均生産性
1%以上向上)を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備



投資計画上の投資利益率が15%以上
(中小企業者等は5%以上)であること
の経済産業局の確認を受けたもの



【改正案】産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までに取得等をした設備等について、以下の特別償却(即時償却)又は税額控除

	～28.3.31	～29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

※平成26年3月31日以前に終了する事業年度の投資分については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができることとする。

研究開発税制の拡充(案)

(法人税・所得税関係)

○ 研究開発投資の拡大を一層加速させる観点から、研究開発税制（増加型）について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組みに改組。

具体的には、研究開発税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）の適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長するとともに、現行の増加額の5%を税額控除できる制度について、増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額（※）を超える場合には、増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には、その増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

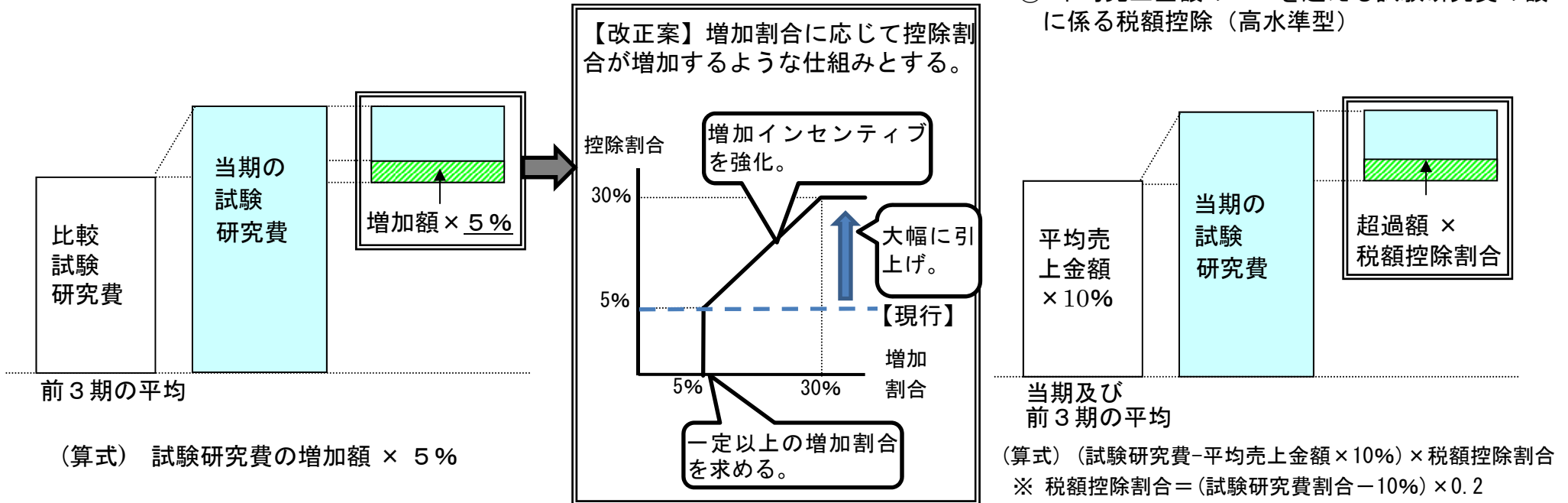
（※）適用年度の前2事業年度における試験研究費の額のうち最も多い額をいう（現行どおり）。

○ 研究開発税制の上乗せ措置（増加型又は高水準型）（平成25年度末に期限切れ）

【改正案】3年間延長

① 試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）

② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除（高水準型）



(注) 上記の研究開発税制の上乗せ措置（増加型又は高水準型）については、総額型（試験研究費の総額の8~10%（中小企業者等は12%）の税額控除。当期の法人税額の30%を限度）とは別枠(当期の法人税額の10%を限度)で適用できる。

○ 老朽化した建築物を更新すること等による防災力の向上等を図るため、既存建築物の耐震改修投資促進のための税制措置を創設する。

具体的には、耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を平成27年3月31日までにを行った事業者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに、耐震改修対象建築物(※1)の耐震改修(※2)により取得等をする耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却ができることとする。

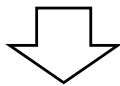
※1 既存耐震不適格建築物のうち耐震診断結果の報告が耐震改修促進法により義務付けられるものをいう。

※2 耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替であつて、耐震基準に適合することとなるものとして次の者に証明されたものをいう。

- ①地方公共団体の長、②指定確認検査機関、③建築士

改正耐震改修促進法(平成25年11月25日施行)

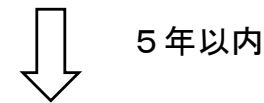
- ①不特定多数の者が利用する大規模な建築物
(病院、旅館など)
- ②地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物
- ③都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物



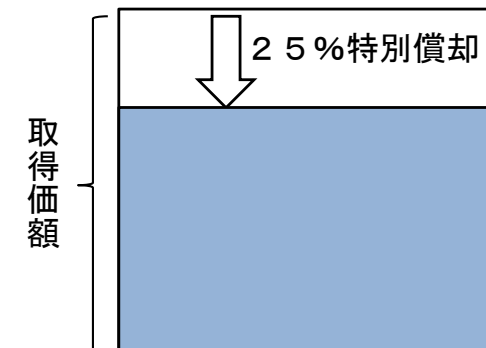
- ・耐震診断の実施、その結果を所管行政庁へ報告義務
→所管行政庁はその報告の内容を公表
- ・耐震性が確保されていなかった場合には、所有者は耐震改修を行う努力義務
→所管行政庁の耐震改修に係る指導・助言、指示。指示に従わない場合には公表

【改正案】

◎ 耐震診断結果の報告



耐震基準に適合する耐震改修を実施



既存建築物の耐震改修に係る措置（案）

（地方税関係）

耐震改修促進法の改正（平成25年11月25日施行）

大規模建築物等 ※ に対し、耐震診断を実施し、所管行政庁へ結果を報告することを義務付け

→ 所管行政庁はその報告の内容を公表

※ ① 不特定多数の者が利用する大規模な建築物等（病院、旅館等）、② 地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物、③ 都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物



耐震改修促進のための支援策

<税制措置の創設>

<地方税>

○ 耐震改修投資促進税制について、国税に準じた措置（法人住民税・法人事業税）

○ 固定資産税の特例措置（平成26年4月1日～平成29年3月31日）

・ 2年度分 対象建築物の税額を1/2減額

（1年度分あたりの減額は改修費用の2.5%まで。住宅としての特例の対象となるものを除く。）

<国 税>

○ 耐震改修投資促進税制（法人税・所得税）

・25%特別償却

<予算措置の拡充>

○ 耐震改修に係る補助の拡充（平成25年度から）

・耐震改修費用の補助 国・地方併せて最大23%又は2/3 ⇒ 国・地方併せて最大2/3又は4/5

ベンチャー投資促進税制の創設(案)

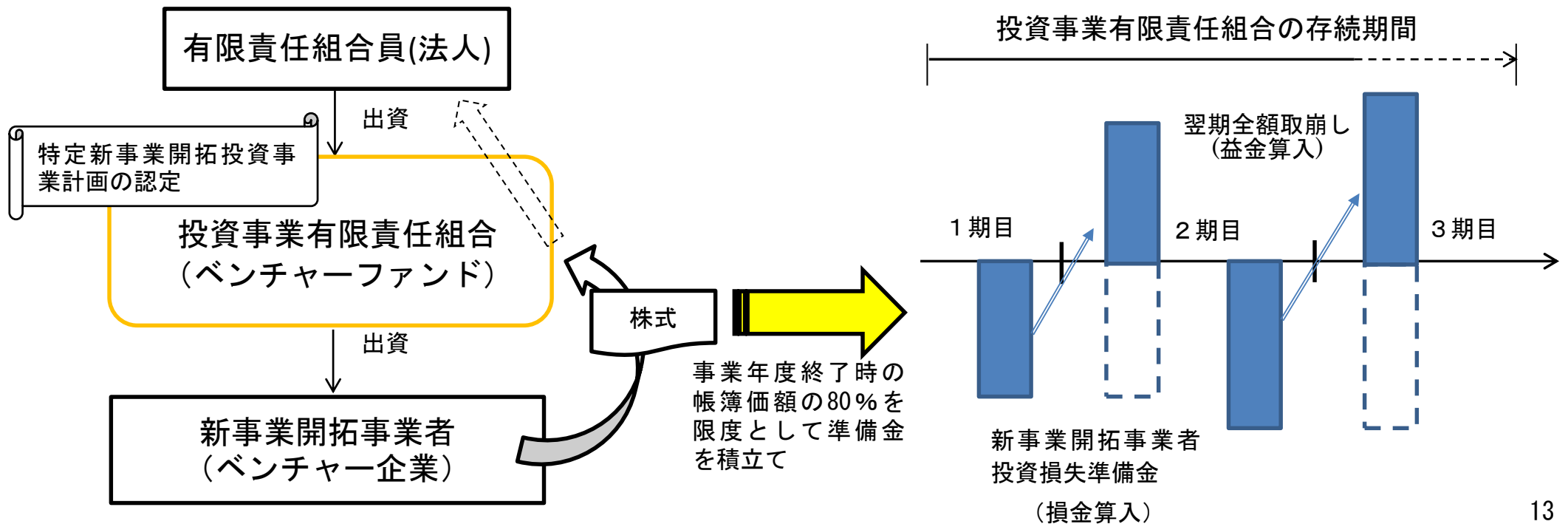
(法人税関係)

○ 民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促進するため、起業家と民間企業等との橋渡し役となるベンチャーファンドへの企業による出資を促進するための税制措置を創設する。

具体的には、産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に同法に基づく認定を受けた投資事業有限責任組合に係る契約を締結している法人(有限責任組合員に限り、適格機関投資家(※)である場合には、出資予定額が2億円以上であるものに限る。)が、同組合に対して出資をし、新事業開拓事業者の株式を取得した場合において、新事業開拓事業者投資損失準備金(その株式の帳簿価額の80%を限度)を積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとする。

この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度に全額を取り崩して、益金算入する。

※ 適格機関投資家は、投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時ににおけるその他有価証券である株式等の帳簿価額が20億円以上のものに限る。



事業再編促進税制の創設(案)

(法人税関係)

○ 思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編を強力に促進するための税制措置を創設する。

具体的には、産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に同法に基づく認定を受けた法人が、積立期間(※1)内に、特定事業再編に係る特定会社の特定株式等(※2)を取得する場合において、特定事業再編投資損失準備金(特定株式等の取得価額の70%を限度)を積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとする。

この準備金は、積立期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して、益金算入する。

※1 積立期間は、その法人がその特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後10年を経過する日(その特定事業再編に係る特定会社が、同日までに3期連続で営業利益を計上した場合には、その最後の事業年度終了の日)までの期間。

※2 特定株式等とは、設立若しくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割若しくは現物出資に伴い取得する特定会社の株式(出資を含む。)又は特定会社に対する貸付金に係る債権をいう。

